

埼玉だより

お得なサービスが
受けられます

職場内で掲示・回覧をお願いします

⚠️ 退職後の保険証の取扱いにご注意ください!

加入者様へのお願い

保険証には有効期間があります。
使用せずに、事業所へご返却ください。

有効期間はいつまで?

- 勤めていた会社を退職する場合 退職日まで
- 75歳を迎える場合 75歳の誕生日の前日まで
- 扶養から外れる場合 扶養から外れる日の前日まで



※有効期間が過ぎた保険証を使用した場合、協会けんぽが負担した医療費(総医療費の7割~8割)をお返しいただくことになります。

事業主様へのお願い

退職者の保険証と扶養解除者の保険証はすみやかにご回収ください。

保険証の返却先 管轄の日本年金機構

返却方法

- 郵送でのお手続きの場合
被保険者証資格喪失届または被扶養者異動届に保険証を添付
- 電子申請でのお手続きの場合
到達番号が記載されている状況確認画面を印刷し、保険証を添付

退職後、新しい保険証が届く前に医療機関を受診する場合

お会計の際は、かかった医療費の全額を一旦お支払いください。その後、新しい保険証を受け取った後に、ご加入の保険証発行元(保険者)へ自己負担分を除いた医療費を請求してください。【療養費(立替払)制度】

※健康保険で認められない費用は除外されます。

※マイナンバーカードに保険証情報の紐づけがされている場合、マイナンバーカードで受診出来る可能性があります。詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください。

事業所宛に送付

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様に健康保険に対する関心を高めていただくことを目的として、被保険者(ご本人)様とその被扶養者(ご家族)様の「医療費のお知らせ」を、事業所宛にお送りいたします。

送付時期

令和6年1月下旬

対象期間

主に 令和4年10月から令和5年8月までの間に受診された分

加入者様へのお願い

- 「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きに使用可能です。なお、令和5年9月診療分から12月診療分は、医療機関等からの領収書に基づいて、ご申告いただく必要がございます。

※確定申告(医療費控除)については、税務署にお問い合わせください。

事業主様へのお願い

- 「医療費のお知らせ」には個人情報が含まれています。開封せずに従業員の皆様にお渡しいたくださいようお願いいたします。
- 退職された方の「医療費のお知らせ」が届いた場合は、お手数ですが、「医療費のお知らせ」に同封の返信用封筒にてご返送をお願いします。

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします！

協会けんぽでは、皆様のお薬代の負担軽減や、健康保険財政の改善につながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しています。その一環として、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の負担軽減額等を記載したお知らせをお送りしています。



送付対象者

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

送付時期

令和6年1月頃

※被保険者（ご本人）様のご自宅へ直接お送りします。



令和5年2月に約**7.1万件**の通知を発送し、ジェネリック医薬品に切り替えていただいたことにより、約**4.6億円**の医療費削減の効果がありました！

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じております。切り替えを希望される方は、お早めに医療機関や薬局とご相談ください。

被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、本年度も健康保険の被扶養者資格の再確認のため、10月下旬から11月上旬にかけて、被扶養者状況リスト等を事業主様にお送りいたしました。

事業主様及び加入者の皆様には、ご多忙なところ、被扶養者状況リスト等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、提出期限の12月8日までに被扶養者状況リスト等の受付が確認できない事業所につきましては、令和6年1月下旬により、提出勧奨ダイレクトメール（圧着ハガキ）をお送りいたします。行き違いの際はご容赦ください。

また、当勧奨では被扶養者状況リスト等を再送付しないため、リスト等の再送付をご依頼の際は、**埼玉支部業務グループまでお問い合わせください。**



確認書類等の詳細は
ホームページをご覧ください

